管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分 類	措置の内 容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理 番 号	提案主体名	都道府県	果 制度の所管・ 関係官庁
130020	知的障害者による家電品の手 分解によるリサイクル	· 廃棄物の処理及び消 掃に関する法律(昭和 45年法律)項別の第6項 14条第1項及仍第6項 特定家庭(平成10年 版出化法(平成10年 法律第97号)第2条第	Xは取りでためる田の計りを受ける必要がある。 ・特定家庭用機器再商品化法第2条第4項の規定に基づく同法施行令第1条の規定により、特定家庭用機器として家庭用ステレージを連ば、必要は、必要は、20世間、20世間、20世間、20世間、20世間、20世間、20世間、20世間	・事業所からの廃家電収集等についての許可および当該収集等における手数料の徴収 ・家電リサイクル法の4品目以外への対象拡大	(新しい事業の創出)現在、障害者の雇用拡大が叫ばれているが現状は少ない。特に知的障害者にとっては大変です。障害の特性を見るに家電製品等への手分解作業は機能の改善と達成感、意欲の高揚か自信となり自立への大きな動機付けとなる。地域環境にも優しく、設備投資が少なく、小さな高屋でも作業可能で特に携帯電話機等はレアメタルの回収等に効率的です。家電リサイクル法に指定されていない。 現在、茨城県内の市町村に540育成会があります。又、入所施設が30ヶ所あり、収集連搬業に例外を認め、皆が仕事を出来るように願っています。 実施にあたっては、安全な処理が確保されるよう配慮致します。	D	ш	・廃棄物の処理について業の許可を必要としている趣旨は、廃棄物の処理について業の許可を必要としている趣旨は、廃棄物の処理過程で当該廃棄物が飛散、流出し、又は処理に伴う悪り、糧害、振動等によって生活強増の保全上支障を生ずるおそれがあるため、自治体の審査を経た者のみが実施することとしていることによります。したがって、御提家の事業については、御指摘にある安全な処理の確保のためにも、廃棄物処理法に基づく許可を取得することによって実現していただことが適当であるほか、廃棄物処理法においては、再生利用されることが確実であると報道所規知事の指定により案の許可を不要とする制度(※)も設けられているところであり、御提家については、特区制度によって許可の特例や家電リサイクル法の対象の追加を行わずとも実現可能であると考えられるため、まずは地元の自治体とよく御相談いただきたいと思います。				2	茨城県手をつなぐ育成会 所述 おうない おうない おうない おうない おうない おうない おうない おうない		経済産業省 環境省
130030	温暖化対策税制への選付配分制度の導入について	該当なし	該当なし	ご検討中の温暖化対策税について、家庭部門でのCo2排出量削減取り組みがより一層的に行われるよう、次の内容の導入について、ご検討をお願いします。 ()「グッド減税パッド課税」の概念に加え、水道・電気・ガス等の使用量とCo2排出係数との算定によるCo2排出削減量が一定水準を越えた各世帯に対しての、還付配分(又は税控除)の概念を新税制に導入させる。 (2課金及び還付配分は、各世帯を構成する納税者たる人員で按分する。	事業実施内容: 毎月(または年間)の水道・ガス・電気等の使用量(または削減割合)に基づいて、各業者を経由して 課金・遠付配分を執行 遠付配分を執行 遠付配分を執行 遠付配分を持たそう過程で還付配分制度の見直しを行う。 期待する経済的社会的定量性: ①2008年家庭部門Co2排出量232百万-co2の13百万に基づく、削減量を還付配分による追加効果 として期待する (試算案(1)に基づく。試算案(2)では、少なくとも31400tのCo2削減量を追加効果として期待)。 提案理由: ① 資源節約の生活パタン取得と定着(IPCC)を一層促したい ① 資源節約の生活パタン取得と定着(IPCC)を一層促したい ② 個人・各世帯での主体的な取組が容易 ③ カス・水道・電気は従来定量管理されており、課金と還付配分の執行が容易 4 温暖化分類の導入について、ボジティブ作用を持たせるべく、還付配分の概念を取り入れたい。 ⑤ 2050年までにCo2排出量を2000年比50~80%削減する必要あるため、その推進として	Z	I	地球温暖化対策のための税については、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)において、平成23年度の実施に向けて検討を進めることとされております。 環境省においては、いただいたご意見も含め、各方面からの意見を踏まえつつ、平成23年度の実施に向けた検討を進めてまいります。				0 0 3 1 0 1	個人	兵庫県	財務省環境省
130040	独立行政法人科学債の発行			独立行政法人適則法第45条5項の「個別法に特 段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び 債権発行をすることができない。」という規制の特 例を認め、科学債を発行する。	つくば市における独立行政法人(大学を含む)が一体となって、国策研究を行う資金を集めるため、同時に、日本の未来を担うポストドク研究生活安定を図る基金を募るため、独立行政法人が証券会社との連携の下に1科学債」を発行することを可能にする。 政府の成長戦略に決定された。グリーン・イノベーションとライフイノベーションの研究をつくば在住の研究所・大学(以下、研究所禁という)で終り本学げて研究するため、独自の労金制速をめざす。「科学債」は、10年据え置きの債権で、科学技術の研究成果が得られたときに配当・元本償還する。一種のペンチャーキャピタルの形成であり、先端性・信頼性の最も高い日本の研究所辞への投資であり、かつ、政府の成長戦略と第4所科学技術基本計画のリー代観り、リードファとなるへき研究所辞を制に、先駆けて動かすものである。かかる研究所群に対し、広く民間、個人、外国などから投資する仕組みを作る。また、集まった資金の一部を使い、ポストドク保障基金を設立し、ポストドクや若手研究者が、連続してプロジェクトに就く斡旋を行い、その生活がワークシェアリングシステムによって、パーマネント研究者と同等の生涯所得・社会保障が得られるように支援する仕組みをつくる。日本は、国際経済における地位が次第に低下し、研究部門で後発のアジア諸国にも、追い越されようとしている中で、研究所指は、国の動きを待つのではなく、国の動きに呼応して、すでにある科学インフラを活用して迅速に国策イノベーションを進めなければならない、従来、研究機関の横のつながりと若手の養成にボトルネックを指摘されてきたが、科学債の収益はこのフースの関関の機会と図る資金となり、国策イバペーションの国内最大の担い手として、つくばの研究所群が力を発揮することになる。国家的な共通課題である新成長戦略(グリーン・イバーション及びライフ・イバーション)に係る研究開発に関し、つくばに立むする各研究機関が産官学・国内外で連携して取り組む。	С		独法適則法の改正による対応が出来ない場合には、 個別法の改正が必要となるため、時間を要します。	検討し、回答されたい。	・本科学債発行は、国家目標となっているCO2削減をはじめとする一連の環境関連事業の推進に充てることを目的としている。上記の目的実現のために、成失間から資金を集め、国家財政に適分な負担を負わせることを避けるために発行するものである。・例えば、特定の国策研究課題や、あるいは最先率は大型を療機器の維持管理に係る案件等に対して債権を行を可能としていただことは、まさに特区制度によって実現されるべきものであると認識している。個別法改正に時間がかかるが数に、今回の提案となっている。再度ご検討いただけるようお願い申し上げる。		0 0 3 5 0 1	国家戦略つくばオフィス実現委員会		総務外外文厚無殊定交省等的產業通貨物產業通貨物產業通貨物產業通貨物產業通貨
130051	寄付金と反対給付及び利益相反 かかわる規制緩和	Ε		- 国策研究を目的として寄付が行われた場合 - 複数機関に対して同じ目的で寄付が行われた場合 の双方を満たす場合にのみ、研究開発の目的を 限定し、かつ研究開発成果の情報を対価としうる 寄付行為を可能とする。(反対給付にかかわる規制の緩和) また、寄付金控除の控除対象限度額の引上げ あるいは全廃(全額損金算入)を行う。 【具体的内容】 ① 研究開発に関する利益相反ガイドラインの緩和	寄付を行った側: 1) 寄付金を用いた研究開発の目的を定めることが出来る。(国に対する寄付、あるいは指定寄付金の イメージ) 2) リードタイム 1年の間に限り、研究成果にかかわる情報を寄付行為の対価として独占的に得ることが出来る。(反対給付にかかわる規制の緩和) 寄付を受けた側: 研究開発に関する利益相反ガイドラインを大幅に緩和する。(反対給付にかかわる考え方、利益相反	С		当省所管法人の客附金規程の改正による対応を検討 する必要があります。 なお、利益相反ガイドラインは策定していません。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度 検討し、回答されたい。	・寄付金により、国家目標となっている CO2削減をはじめとする一連の環境関 連事業の推進に充てることを目的とし ている。上部の目的実現のために、広 く民間から資金を集め、国家財政に過 分な負担を負わせることを避けるため に検討をお願い申し上げる。 ・国家戦略に資する研究のために、所 管ごとに策定するのではなく、政府であ 一した利益相反ガイドラインが必要であ る。 ・個別に定めていること自体が実質的 な規制(制約)として機能している。	フィス実現プロジェ クト		国家戦略つくばオフィス実現委員会		外務省半 等省 省 等 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 定 主 共 产 在 连 在 连 在 省 省 省 、 官 名 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 省 名 省 名
130061	急速充電設備の特別償却制度等 の創設	該当なし	該当なし	一般利用者用のEV充電設備に係る設置費について、特別償却制度又は稅額控除制度を創設する。また、低公害車の燃料供給設備(電気充電施設)に係る特例措置(現行固定資産稅2/3)の拡充、及び、特例措置に係る固定資産稅の減免に対する地方財政措置を求める。 【具体的内容】 ① 法人稅の特別償却制度又は稅額控除制度	①現状 現在のEVの走行距離は、市販車で80km程度であり、一回の充電での長距離利用は、困難な状況。 こうした中で、EVの普及を図るためには、急速充電設備の設置箇所を増やすことが不可欠だが、公共 のみの設置には限界があり、利便性等で不一分。一方で、民間事業者による設置も進んでいない。 ②問題点 急速充電設備の設置コストが高く(約500万~1千万円)、現在のEVの台数では、集客や課金による投資資金の回収も困難。そのため、民間事業者による設置が進まない。 ③解決策 民間事業者が急速充電設備を設置した場合、イニシャル・コストに対する特別償却制度等の創設や設置後の固定資産税の免除(現行は2/3)など税制上の優遇措置を実施し、その負担を軽減する。なお、固定資産税の減免による地元市町村の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 民間事業者による急速充電設備の設置で、EVでも安心して走ることが出来る環境が整備できる。そのことで、都市部でのEVの普及とガソリン車両数の低減化、都市モビリティの低炭素化が図られる。	Z	I	充電設備に係る税制特例措置については、対象設備 の普及状況、価格帯等の実態を把握したうえで、全国 の場方公共団体からの要望状況等も踏まえ、効果的 な税制特例措置であるか検討を行います。			EV等の導入や開 発促進による関連 産業の育成	0 0 4 3 0 4 0	大阪府	大阪府	総務省 財務済産業省 経国土境省 環境

管理コート	· 要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理 番号 写	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
130062	急速充電設備の特別償却制度等の創設	地方松法附則第15条第 24項、同法施行令附則 第19条第39項、同法施 行規則第6条第39項~ 第61項	電気自動車、圧縮天然ガス自動車及び燃料電	て、特別償却制度又は稅額控除制度を創設する。 また、低公害車の燃料体熱設備(電気充電施設) に保る特例措置(現行固定資産税2/3)の拡充、 及び、特例措置に係る固定資産税の減免に対す る地方財政措置を求める。 【具体的内容】 (② 固定資産税の免除及びこれに伴う市町村の 税収減に対する財政支援	①現状 現在のEVの走行距離は、市販車で80km程度であり、一回の充電での長距離利用は、困難な状況。 こうした中で、EVの普及を図るためには、急速充電設備の設置箇所を増やすことが不可欠だが、公共 のみの設置には限界があり、利便性等で不十分。一方で、民間事業者による設置も進んでいない。 2/問題点 急速充電設備の設置コストが高く(約500万~1千万円)、現在のEVの台数では、集客や課金による 投資資金の回収も困難。そのため、民間事業者による設置が進まない。 3解決策 民間事業者が急速充電設備を設置した場合、イニントル・コストに対する特別償却制度等の創設や設 置後の固定資産税の免除。提供日は273 など税制上の優遇措置を実施し、その負担を整減する。なお、 固定資産税の減免による地元市町村の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 (4.効果 民間事業者による急速充電設備の設置で、EVでも安心して走ることが出来る環境が整備できる。そ のことで、都市部でのEVの書及とガソリン車両数の低減化、都市モビリティの低炭素化が図られる。	Z	I	充電影備に係る税制特例措置については、対象設備 の普及状況、価格帯等の実態を把握したうえで、全国 の地方公共団体からの要望状況等も踏まえ、効果的 な税制特例措置であるか検討を行います。			EV等の導入や開発促進による関連産業の育成	0 0 4 3 0 4	大阪府	大阪府	総務省業省 経済産業省 環境省
130071	中小企業者の省CO2促進支援制度の創設	地方交付税 (地方交付税法第6条の 2)	の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する	オフセットカーボン等を購入した企業に購入費用 の税優遇措置を譲じる。 [具体的内容] ① 中小企業者の省CO2促進支援制度(財政 上の措置)	また、個々の排出実態は多種多様にわたり、適切な低炭素化の設備が量産化されておらず、設置コ 入か物高となっていることが簡構多人促進の阻害要因となっている。 さらには、削減されたCO2排出量は、カーボンオフセット制度により必要とする企業等に売却すること も可能であるが、購入企業は購入価格を法人税の算定において損金算入できないことから、企業の 購入意欲を低下させている。	Z		民間団体の省CO2促進支援に関しては政府内様々な 補助事業等を設けて対応しているところです。			低CO2技術普及 拡大による低炭素 社会の実現	0 0 4 3 2 4 0	大阪府	大阪府	総務省 経済産業省 環境省
130072	中小企業者の省CO2促進支援制 度の創設	単在地域及真体地域的 租稅特別措置法・・・ 第10条の2(所得税)、第 42条の5、第68条の 10法人税) 租稅特別措置法施行 令・・第5条の4(所得 税)、第27条の5、第39条 の40(法人税) 相稅特別措置法施行規	に低した場合に、特別機関、以上は大板機(火は 所得税機)の特別控除ができる制度である。 特に、税額控除は中小企業者等のみ適用できる制度となっている。(※中小企業者等の要 作、大企業の子会社等を除く資本を修可水を のは、別に参加、地方を大き、は今により、10年、10年、10年、10年、10年、10年、10年、10年、10年、10年	の税優遇措置を課じる。 【具体的内容】 ② 中小企業者の省CO2促進支援制度(税制 上の措置)	また、個々の排出実態は多種多様にわたり、適切な低炭素化の設備が量産化されておらず、設置コ ストが割高となっていることが診備導入促進の阻害要因となっている。 さらには、削減されたCO2排出量は、カーボンオフセット制度により必要とする企業等に売却すること も可能であるが、購入企業は購入価格を法人税の算定において損金算入できないことから、企業の 購入 意効本化下させている。	Z		民間団体の省CO2促進支援に関しては、現在エネルギー需給構造改革推進投資促進税制を設けて対応しているところです。 なお、特に中小企業に関しては税額控除制度を設けて利用しやすくしているところです。			低CO2技術普及 拡大による低炭素 社会の実現	0 0 4 3 2 4	大阪府	大阪府	総務省 総務務省 経済産業省 環境省
130073	中小企業者の省CO2促進支援制 度の創設			の税優遇措置を講じる。 【具体的内容】 ③ オフセットカーボン等の購入経費の損金算 入(法人税)	また、個々の排出実態は多種多様にわたり、適切な低炭素化の設備が量産化されておらず、設置コストが割高となっていることが設備導入促進の阻害要因となっている。 さらには、削減された002排出量は、カーボンオフセット制度により必要とする企業等に売却することも可能であるが、購入企業は購入価格を法人税の算定において損金算入できないことから、企業の購入意欲を低下させている。	Z		環境省が運営するオフセット・クレジット(J-VER)制度 における取引に係る法人税の取扱いについては、現 在、関係省庁において検討しているところです。			低CO2技術普及 拡大による低炭素 社会の実現	0 0 4 3 2 4 2	大阪府	大阪府	財務省環境省
130080	建物の建替え等の促進と最先 端の低炭素技術の導入による CO2排出削減	10条の2、第42条の5、 第41条、第41条の3の 2、第41条の19の3、第	〇自己居住用住宅について一定の省エネ 改修工事を行った場合の所得税及び固定	低炭素まちづくりを促進する特区を設定した上で、同区内のエネルギー効率の悪い既存建築物に対し、建替え等の実施を自治体が勧告する制度を構築する。	①②現状・問題点 2020年度の温室効果ガス排出量を1990年度比で25%削減するという目標達成に向けては、エネル ギー効率の悪いビル、住宅等の建替えや改修による低炭素化が必要であり、その促進のためには資 金面のインセンティブが必要である。 また、最先端の低炭素化技術は高コストであり、初期市場の創出によるコスト削減が必要である。 さらには、公共交通機関の結節点を拠点にした低炭素化のまちづくりの促進が必要である。 ②解決策 特定地区における低エネルギー効率の建築物への建替え動告制度の創設 建替え業施者への資金支援、税優通措置【低炭素化技術「筋熱化、壁面太陽光発電等の新エネ・省 エネ技術等)のレベルに応じて財政上・税制上の支援を行い、自治体には交付税措置を実施】 (4)効果 こういった要素を併せ持った制度を創設することにより、低炭素のまちづくりを加速させることが可能 となる。	Z		省エネルギー措置の優れた住宅・建築物の新築や民存の住宅・建築物の新築や民存の住宅・建築物の省エネ改修を行う場合には、補助や税制特例を講じているところです。			低CO2技術普及 拡大による低炭素 社会の実現	0 0 4 3 2 5 0	大阪府	大阪府	総務省省 財務工 安通 電 境 省